

令和 6 (2024) 年度 日本学術振興会  
外国人招へい研究者 (長期、短期) 外国人再招へい研究者諸手続の手引  
令和 5 (2023) 年度版からの主な変更点

ページ	変更後	変更前
J11	<p>③受入研究者及び被招へい研究者以外の口座を振込先に指定する場合</p> <p>受け入れ研究機関の事務担当者を通じて学振にご相談ください</p>	(新規)
J23	<p>被招へい研究者 (再招へいを除く) が、やむを得ない事情により採用期間の中断 (中断期間に伴う採用期間終了日の後ろ倒し) を希望する場合は、必ず事前に受入研究者に連絡の上、受入研究機関を通じて学振に個別にご相談ください。中断期間を含む採用期間開始から終了までの期間は 1 年以内とし、中断を取得できる時期は採用期間の下限 (長期: 2 ヶ月、短期: 14 日) 経過以降とします。</p>	(新規)